

個人情報保護法等改正に伴う所管法令の改正について

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行（平成29年5月30日）に伴い、別途改正を行ったものを除き、関係する委員会規則及び告示について、必要な改正を行うもの。改正委員会規則及び改正告示の施行日は同法の施行と同日（平成29年5月30日）。

1. 委員会規則

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則案（別紙1）

＜被改正規則＞

- ①特定個人情報保護評価に関する規則
- ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則
- ③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則
- ④特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

【改正内容】

○ 条項ずれの手当

○ その他の改正

- ・ 情報連携を行う事業者が実施する事務のうち、情報連携を行わない事務（源泉徴収のための事務等）については、特定個人情報保護評価が現行法令上義務付けられていない。今般、改正法によって新設された独自利用事務においても同様に、情報連携を行う事業者が実施する事務のうち情報連携を行わない事務について特定個人情報保護評価を義務付けないこととするもの。（①の規則の第4条第6号の改正）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく立入検査を行う職員の身分証明書について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく立入検査を行う職員の既存の身分証明書と同様の様式を定めるもの。これに併せて題名も改正する。
（③の規則の題名の改正及び別記様式1の追加） 等

2. 告示

(i) 特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（案。別紙2）

(ii) 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（案。別紙3）

【改正内容】

○ 条項ずれの手当

- 改正法によって新設された独自利用事務に係る情報連携について、保護評価の対象に加えるもの（(i)の告示の第2の1の改正）